

2020年4月13日

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美 様

さいたま市教職員組合
執行委員長 大澤 博

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休校延長および学校再開にかかわる申し入れ書

日頃より、さいたま市の子どもと教育のためにご尽力されていることに敬意を表します。さて、この度の始業式・入学式の中止および一斉臨時休校は、子どもや家族、地域住民、教職員のいのちと健康を守るためには、やむを得ない状況だと考えています。しかし、始業式・入学式前日の急な日程等の変更は、子どもや保護者だけでなく現場の教職員を大きく混乱させるものでした。感染防止に配慮しつつ、希望あふれる新学年のスタートになるように、例年通りではない対応に各職場の準備や打ち合わせが綿密に行われたことは想像に難くありません。分散登校期間中の学習計画や家庭学習の課題など、子どもも保護者も安心して分散登校が迎えられるように、学校だよりや学年だよりを作成しました。やっとの思いで準備を終えたにもかかわらず、前日昼近くの急な変更現場の動揺は大きなものでした。「緊急事態宣言」の発出は十分予測できたにもかかわらず、なぜ前日の急な変更だったのか、納得のできない思いです。

そして、また今回の一方的な YouTube にアップする授業コンテンツづくりとラジオレターの一とりくみの指示に、現場は大変困惑しています。教職員のいのちと健康を守るため、分散出勤の方法の提示は大変よかったと思います。年休をとって、出勤を控えるようにと要請があった職場もありますが、さいたま市として在宅勤務の方向性を打ち出していただき、安心できた教職員は少なくありません。在宅勤務中であっても、わたしたち教職員は、新年度に向け、教科書・教材で短時間に効果的な授業を行えるような教材研究は欠かせません。日頃から問題になっている教職員の超過勤務の観点から考えても、このような機会に身体を休め、勤務時間通りの人間らしい働き方をして、さいたま市の子どもたちのために準備する機会にしたいと考えています。

さいたま市で一律に授業コンテンツを作成することは、教職員の大きな負担となるだけでなく、様々な弊害をもたらすもので、目の前の子どもたちの利益につながるとは到底思えません。各学校の校長と ICT 担当者が出席した会議では質問できる場面が全くなかったと聞いています。現場の教職員の思いをないがしろにしたさいたま市教委のトップダウンの方式に強く抗議します。

突然の臨時休校による子どもや家庭へのダメージに加え、教職員の負担も決して軽くはありません。今後、学校を再開するにしても、休校を延長するにしても、子どもや教職員

の過重な負担にならないようにすることが必要です。各学校の規模や施設の違いもあります。教職員の意見やとりくみを尊重しながら、さいたま市としてのできる最大限の支援を求めて、以下の項目について申し入れますので、格段のご配慮をお願いします。

- 1 「授業コンテンツ」および「ラジオレター」は、教職員にとって過重な負担である。「授業コンテンツ」作成のために密着してわれわれ教職員が感染者になることも十分に考えられるとともに、特に、様々な問題をはらむ SNS を媒介とするコンテンツの配信にはリスクも多く、取り組みの中止を要請する。

休校延長に伴い、学習の機会を保障するために、子どもの家庭状況によって格差が生じることのないよう、誰もが利用できる学習教材や用具、機会の確保や提供に向けて、条件整備すること。

- 2 新たな方針や施策が必要な時は、教育委員会の一方的なトップダウンではなく、校長や教職員の意見をよく聞くなど、十分なヒアリングを行い、各学校の規模や施設、地域の状況などを考慮し、職場と家庭と地域の合意形成が十分に図れるように努めること。また、緊急を要する事案であっても、いきなり保護者への安心メール配信や記者会見等で発表するのではなく、事前に学校へ連絡すること。

- 3 感染症拡大防止の措置を徹底し、子どもや家族、地域住民、教職員のいのちと健康を守るとともに、子どもの学習や発達、成長の機会の保障、子どもの心のケアや居場所や食事の確保などの観点から、専門家や現場教職員の意見を聞きながら、学校再開や休校延長等の措置を決めるようにすること。学校再開や教育課程の実施、また休校延長など、学校現場の意向や対応を尊重し、柔軟な対応を認めること。また、学校再開にしても、休校延長にしても、子どもや教職員の過重な負担とならないよう、十分留意すること。

- 4 学校再開にあたっては、専門家や教職員の意見を聞き、感染拡大に不安を抱く子ども・保護者の十分な納得と理解を得るとともに、教職員の子どもや教職員の過重な負担にならないよう、時数確保だけにとらわれ、7時間目授業を設定したり、土曜授業を増やしたり、夏季休業を削ったり、余剰時間をとりすぎたりすることのないよう、子どもの実態に合わせ、教職員の意見を十分聞きながら教育課程を編成すること。

また、感染者発生状況や感染者数、増加傾向などにより、やむなく休校しなければならない場合は、子どもの学習保障や居場所の確保、保護者の休業補償、学校関係業者への支援など、引き続き、行政として支援すること。

- 5 教育課程における未履修があり、子どもたちの学習状況の格差が、普段以上に拡大することから、1月に予定しているさいたま市の学力状況調査は中止すること。
- 6 子どもが放課後も安心して過ごせるよう、学童クラブにおける感染症拡大防止について、必要な物品確保や人員確保などのための財政支援を行えるように関係部署にはたらきかけること。
- 7 教職員の勤務について、学校再開、休校延長後も新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、時差勤務や 自宅勤務、事故欠勤の取扱いについては、引き続き適用すること。また、妊娠中や持病のある教職員の勤務については、特段の配慮をすること。
- 8 新型コロナウイルス感染症拡大防止と、学校や地域で感染者が発生した時のために、学校で使用するマスクや消毒剤、体温計などの物品提供、子どもの心のケアなどに必要な人員の確保、保健室環境の整備や、学校医・地域医療機関との連携強化、学校で感染者が発生した場合の緊急対応などについて、財政支援と体制整備等をさいたま市として行えるよう、関係部署にはたらきかけること。